

P T A 会員の皆様

## P T A 連絡協議会退会についての議案書

松戸市立小金南中学校 P T A

P T A 会長 道行 誠

日頃より P T A 活動にご協力いただき誠にありがとうございます。

令和4年度より『楽しく☆笑顔で☆持続可能な P T A』を目指して活動の見直しを進めてまいりました。今回はその一環として、長らく加入してきた P T A 連絡協議会のあり方について確認し、退会を検討しております。

つきましては、保護者の皆様におかれましても以下の内容をお読みになった上で、令和5年度以降は P T A 連絡協議会に参加しない旨をご理解いただき、令和5年度 P T A 総会にて議案の承認をお願いしたいと存じます。

### P T A 連絡協議会とは？

【どんな団体？】

- ・市内の小・中学校の P T A を単位とする任意加入団体で、松戸市 P T A 連絡協議会（以後、連 P）と千葉県 P T A 連絡協議会（以後、県 P）があります。連 P に所属すると、自動的に県 P にも所属となります。

【何をしているの？】

- ・常任評議委員会の開催（内容：連 P・県 P からの連絡と報告、情報交換、各委員会からの連絡と報告）
- \*各校より、本部役員が年に5回常任評議委員会に出席しています。
- \*常任評議委員会の中でもお役があり、その役割を引き受けることがあります。

【加入することのメリット】

- ・県 P の『P T A 団体総合補償制度』と『小・中学生総合補償制度』に加入することができます。
- ・各校 P T A の横のつながりができます。

### 退会を考えている理由

【活動面】

- ・本部役員が連 P の会議と報告に時間を取られ、負担になっています。
- ・本校 P T A 本部役員は令和4年度の活動見直しにより、強制をなくすため立候補制となりました。残念ながら本部役員への立候補率が低いので人員に余裕がなく、少しでも本部役員の負担を減らす必要を感じています。

【金銭面】

- ・連 P と県 P に入会するには分担金が発生していますが、P T A 会員に還元できることが少なく、その費用は子どもたちに還元した方が良いと考えています。

### 退会によって変わることは？

【県 P の保険には加入できなくなるの？】

- ・県 P を退会しても、『P T A 団体総合補償制度』と同等の保険に加入することができます。
- ・個人で加入している（任意）『小・中学生総合補償制度』は利用できなくなります。（令和6年4月以降）

【各校の横のつながりがなくなるのでは？】

近隣の P T A と連携し情報交換をすることができます。今年2月には小金高校、小金中学校をはじめ、近隣小中学校全7校で情報交換会を行いました。今後も、近隣校と連携を取っていきたいと考えております。